

令和5年度

第8回第二農地部会定例会議事録

令和5年11月29日（水）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

令和5年度 第8回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年11月29日(水) 午後2時
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

11番	笠原 浩一	1番	長井 恒夫	3番	竹原 よし子
5番	橋本 春美	7番	滝沢 記一	8番	小山 一成
10番	五十嵐 隆一	12番	長瀬 一成	17番	高波 澄男
18番	田鹿 敏行	19番	中嶋 琢郎	21番	大島 伸一

(2) 農地利用最適化推進委員(18名)

(安塚区)	松苗 秀幸	和栗 正男			
(浦川原区)	井部 慎一	藤村 鉄也			
(大島区)	高橋 三登一	小山 貞衛			
(牧区)	中川 正道	米川 尚登	秋山 順一		
(柿崎区)	平野 吉徳	佐藤 清	小林 秀喜		
(大潟区)	細谷 正夫				
(頸城区)	伊巻 幹雄	上原 武			
(吉川区)	常山 哲夫	石野 一久			
(三和区)	福原 弥				

2 欠席委員

- (1) 農業委員…なし
(2) 農地利用最適化推進委員…(三和区) 高橋 浩一

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵
浦川原区駐在室	主任	春谷 政男
大島区駐在室	主任	朝倉 一彦
牧区駐在室	室長	小林 精子
柿崎区駐在室	室長	石澤 親久
	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	新保 和己
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸
三和区駐在室	室長	中村 稔
農業委員会事務局	局長	池田 忠之

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

5 番 橋本 春美 7 番 滝沢 記一

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

② 浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

③ 大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

④ 牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第 4 号 利用状況調査に基づく非農地判断について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 利用状況調査に基づく非農地判断について

⑥ 大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦ 頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 利用状況調査に基づく非農地判断について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 利用状況調査に基づく非農地判断について

⑨三和区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時</p> <p>それでは、これより令和5年度第8回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】</p> <p>会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】</p> <p>事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名、全員出席であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員18名、欠席推進委員1名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】</p> <p>次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>5番 橋本 春美 委員、7番 滝沢 記一 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】</p> <p>議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。</p> <p>8番 小山 一成 委員の発声をお願いいたします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》</p> <p>最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>番号2109番から2111番の3件は、いずれも、受け人の労力不足による合意解約です。返還後の利用計画は、番号2109番及び番号2110番は、他者へ貸し付け予定、番号2111番は、他者へ貸し付けです。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は2頁をご覧ください。</p> <p>番号2110番は、譲渡人の財産整理のため、耕作を引き受けていた譲受人に相談したところ合意に至ったことから、所有権移転するものです。</p> <p>受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>なお、農地法改正により、下限面積要件が廃止されています。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
高波委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は3頁をご覧ください。</p> <p>番号2129番から4頁、番号2132番までの4件です。</p> <p>3頁、番号2129番から番号2131番は、これまでの耕作者が労力不足となったことから、新たな耕作者が引き受けて耕作するもので、いずれも契約期間は6年です。</p> <p>なお、番号2131番は、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。</p> <p>4頁、番号2132番は、期間満了に伴う再設定で、契約期間は10年です。</p> <p>これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について></u></p> <p>議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」ご説明いたします。議案書は5頁をご覧ください。</p> <p>まず、「非農地判断」とは、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地では</p>

議 長	<p>ない旨の判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものです。</p> <p>令和4年に農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが利用状況調査を行った結果、明らかに山林化しており、「周囲の状況から農地として復元しても、再び森林原野化する恐れあり」と判断され、かつ、「農地台帳」の利用状況が「山林原野」又は「原野」である5頁、番号1番から16番までの16件、5,142.00㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>浦川原区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号2501番、2502番の2件です。</p> <p>農地中間管理機構を利用した契約です。地主の財産整理の申出により合意解約するものです。返還後の利用計画は、他者へ売却予定です。売却後は、新しい地主により耕作予定です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について</u>></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 3 件を説明いたします。議案書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>番号 2514 番から番号 2516 番の 3 件です。</p> <p>いずれも、地主耕作でしたが、労力不足のため、新規に農地中間管理事業を通じ地域の担い手と貸借権の設定を行うものです。</p> <p>具体的な対象農地は、3 頁の対象農用地リストのとおりです。</p> <p>この案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について></u></p> <p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。</p> <p>4 頁をご覧ください。</p> <p>浦川原区管内は、番号 1 番から 15 番までの 15 件、6,321.91 m²を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>

議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は、1頁をご覧ください。</p> <p>番号2904番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者に売却予定です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定5件をご説明いたします。2頁、番号2978番から3頁、2982番をご覧ください。</p> <p>いずれも契約期間満了に伴う再設定であり、これら5件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u><議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について></u> 議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」ご説明いたします。4頁をご覧ください。 大島区管内は、番号1番から30番までの30件、12,116.00㎡を非農地として判断し、農家台帳から削除するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。
議 長	《 <u>牧区駐在室の議案</u> 》 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	牧区駐在室です。よろしく申し上げます。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

	<p>1 頁、番号 3307 番から 3309 番をご覧ください。番号 3307 番は、譲渡人の財産整理ため、隣接農地の所有者である譲受人に相談し、合意が得られたことから、贈与により所有権移転するものです。</p> <p>番号 3308 番は、譲受人が実家で家庭菜園として利用するため、実家宅地に隣接する農地所有者である譲渡人と合意が得られたことから、売買により所有権移転するものです。</p> <p>番号 3309 番は、譲受人の経営規模拡大のため、近隣の農地所有者である譲渡人と合意が得られたことから、売買により所有権移転するものです。</p> <p>なお、これら 3 件の譲受人の状況については、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件の全てを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	確認された委員の説明を求めます。
米川委員	番号 3307 番及び 3309 番について、事務局の説明どおりであり、問題ありませんでした。
秋山委員	番号 3308 番について、事務局の説明どおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 2 件をご説明いたします。2 頁、番号 3361 番及び 3362 番をご覧ください。</p> <p>いずれも貸付人の労力不足により新規に利用権を設定するもので、契約期間は 3 年です。</p>

	<p>これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について></u></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 1 件をご説明いたします。3 頁、番号 3305 番をご覧ください。</p> <p>番号 3305 番は、これまで円滑化団体を通じ貸借権を設定していましたが、契約期間満了に伴い、農地中間管理機構を通じた貸借に切り替えるものです。具体的な対象農地は 4 頁から 8 頁の対象農用地等リストのとおりです。</p> <p>本件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p><u><議案第 4 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について></u></p>

議 長	議案第 4 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	議案第 4 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」ご説明いたします。9 頁から 11 頁をご覧ください。 牧区管内では、番号 1 番から 54 番までの 54 件、16,278.12 m ² を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。
議 長	<p>《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしく願います。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3754 番から 3761 番までの 8 件をご覧ください。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付 7 件、同一の受人へ貸付 1 件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<p>議 長</p>	<p><議案第1号 農地法第3条許可申請について> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。 3頁、番号3703番をご覧ください。 譲渡人の父が経営移譲年金を受給していますが、契約期間満了に伴い、経営者である子に使用貸借権の再設定を行うものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>長井委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の意見について> 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」貸借権移転9件を説明いたします。4頁、番号3701番から6頁、3709番をご覧ください。 耕作者の離農等に伴い、地域の担い手へ貸借権を移転するものです。 具体的な対象農用地等リストは、7頁のとおりです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<u><議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 8 件を説明いたします。8 頁、番号 3920 番から 9 頁、3927 番をご覧ください。 番号 3920 番から 3923 番は、農地の集約を図るため、法人へ貸し付けるものです。 番号 3924 番から 3927 番は、耕作者の労力不足に伴い、地域の担い手へ貸し付けるものです。 これら 8 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u><議案第 4 号 「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></u> 議案第 4 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案 4 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。 10 頁から 16 頁をご覧ください。

	<p>柿崎区管内は、番号1番から133番までの133件、23,250.22㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告します。1頁、番号4611番と4612番の2件です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は地主耕作1件、他者へ売却1件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u><報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>

大潟区 駐在室	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」報告します。2頁、番号4612番と4613番の2件です。</p> <p>2件とも登記簿地目「畑」に個人用住宅を建設するため、使用貸借により転用するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>3頁、番号4607番1件です。譲渡人は県外へ転出したため、耕作することが困難となり隣接する宅地も含め所有権移転し、譲受人は購入した農地で家庭菜園を行うものです。</p> <p>譲受人の状況は、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
細谷委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件を説明します。</p> <p>4 頁、番号 4674 番と 4675 番の 2 件をご覧ください。</p> <p>2 件とも、譲渡人の財産整理のため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>4675 番は報告第 1 号の関連案件です。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p>	<p>続きまして、貸借権設定 4 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 4 件を説明します。</p> <p>5 頁をご覧ください。番号 4676 番から 4679 番の 4 件です。4 件とも規模縮小に伴う新規設定で、契約期間は 10 年です。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p>	<p>続きまして、貸借権移転 2 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権移転 2 件を説明します。</p> <p>6 頁をご覧ください。番号 4680 番と 4681 番の 2 件です。2 件とも、現耕作者が規模縮小のため、近隣で耕作する担い手へ利用権を移転するものです。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《<u>頸城区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>1頁、番号5316番から、3頁、番号5327番をご覧ください。</p> <p>すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号5316番から番号5320番は他者へ貸付、番号5321から番号5327番は他者へ貸付予定です。</p> <p>備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜<u>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について</u>＞</p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>頸城区 駐在室</p>	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>4頁、番号5312番から番号5313番の2件を受理しました。</p> <p>転用目的は、番号5312番は駐車場、番号5313番は敷地拡張です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>5頁、番号5303番をご覧ください。</p> <p>譲渡人が耕作不便なため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>小山委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>

議 長	<p><u><議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について></u></p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>6頁、番号5304番から番号5305番をご覧ください。</p> <p>頸城区手島地内の農地を社屋、車庫、駐車場として利用するものです。</p> <p>7頁に位置図、8頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、土木建築業を営んでおり、事業規模拡大に伴い、既存の社屋や駐車場では手狭となったことから、申請農地を取得し、新社屋や車庫、駐車場を建設するものです。</p> <p>なお、申請者は、以前から譲渡人、譲受人双方同意のうえ、当該農地に社屋や車庫を建設し、駐車場を整備して利用しておりましたが、この度、当該農地の所有者から農地の相談を受け、違反転用の状態であることが判明しました。</p> <p>このため、今回の許可申請に併せ、今後、農地法を遵守する旨を誓約した顛末書の提出がありましたので、申し添えます。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水で処理、雨水排水は県道道路側溝へ放流することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。9頁、番号5431番をご覧ください。</p>
頸城区 駐在室	

<p>議 長</p>	<p>相続人が不在の農地について、家庭裁判所の許可のもと、相続財産清算人が処分するものです。</p> <p>なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>頸城区 駐在室</p>	<p>続きまして、貸借権設定 21 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>10 頁、番号 5432 番から、14 頁、番号 5452 番をご覧ください。</p> <p>番号 5433 番は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、相对契約で新たに利用権を設定するものです。</p> <p>番号 5444 番から番号 5452 番は、期間満了に伴う再設定です</p> <p>これら 21 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>頸城区 駐在室</p>	<p><u><議案第 4 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について></u></p> <p>議案第 4 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 4 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。15 頁から 16 頁をご覧ください。</p> <p>頸城区管内では、番号 1 番から 26 番までの 26 件、1,546.13 m²を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。</p>

議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p>《<u>吉川区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告いたします。</p> <p>1頁、番号6211番から2頁、番号6218番までの8件をご覧ください。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ贈与3件、他者へ売却2件、他者へ貸付1件、他者へ貸付予定2件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>吉川区 駐在室</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>3頁、番号6207番をご覧ください。</p>

	<p>番号 6207 番は、財産整理のため、贈与により親戚に所有権移転するものです。譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>中嶋委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 3 件について、説明いたします。4 頁、番号 6392 番から 6394 番をご覧ください。</p> <p>番号 6392 番は、合意解約により返還された農地を、近隣で耕作している譲受人に無償で所有権移転するものです。</p> <p>番号 6393 番は、合意解約により返還された農地を、近隣で耕作している譲受人に売買により所有権移転するものです。</p> <p>番号 6394 番は、譲渡人の財産整理のため、現耕作者である譲受人に売買により所有権移転するものです。</p> <p>なお、これら 3 件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>吉川区 駐在室</p>	<p>続きまして、貸借権設定 10 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 10 件について、説明いたします。5 頁から 7 頁をご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>5 頁、番号 6395 番、6397 番と 6 頁 6398 番は、貸手の労力不足により、近隣で耕作する農業者に貸し付けるものです。</p> <p>5 頁、6396 番は、農業生産法人の代表者が所有する農地を、同法人に貸付けるものです。</p> <p>6 頁、番号 6399 番は、合意解約により返還された農地を、近隣で耕作する農業者に貸し付けるものです。</p> <p>6 頁、番号 6400 番から 7 頁、番号 6404 番は再設定です。</p> <p>これら 10 件は、いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について></u></p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。8 頁、番号 1 番から 11 頁、番号 67 番までの 67 件をご覧ください。</p> <p>吉川区管内は、番号 1 番から番号 67 番までの 67 件、15,596.4 m²を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。
議 長	<p>《<u>三和区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>1頁及び2頁、番号8608番から番号8615番までをご覧ください。</p> <p>番号8608番及び番号8609番の譲受人は、市外から移住し、家庭菜園として利用するため申請農地を譲り受けるものです。</p> <p>番号8610番から番号8615番までの譲受人は、これまで使用貸借で当該農地を実習畑として使用していましたが、各譲渡人の希望により、所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	確認された委員の説明を求めます。
竹原委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p>＜<u>議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>

三和区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。議案書は3頁をご覧ください。</p> <p>番号8733番は、遠方に住んでいる譲渡人の希望で、現在耕作している譲受人に所有権を移転するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権設定7件について、事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定7件を説明いたします。議案書は4頁及び5頁をご覧ください。</p> <p>番号8739番を除き全て再設定です。</p> <p>番号8739番は、労力不足を理由に賃貸借権を設定するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p> <p>【7. その他】</p>
笠原部会長	<p>事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>

笠原部会長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦労様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p> <p>【8. 部会長職務代理あいさつ】</p>
柿崎区 駐在室長	<p>閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。</p> <p>(田鹿職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【9. 閉会】</p> <p>以上をもちまして、令和5年度第8回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">午後3時05分終了</p>
	<p>(農地部会終了後、地区会議開催)</p>